

富士市まちづくり活動推進審議会規則

令和 4 年 3 月 30 日

規則 第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富士市附属機関設置条例（平成 30 年富士市条例第 7 号）第 6 条の規定に基づき、富士市まちづくり活動推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市民部まちづくり課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。